

2023年2月9日

株式会社 エスクリ
代表取締役 渋谷 守浩 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人
代表理事 佐々木

消費者



問い合わせ

私ども消費者機構日本（以下「当機構」という）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家並びに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

当機構は、貴社に対し、2020年5月に、退去妨害と評価されるような不当勧誘行為を行わないよう申し入れを行い、貴社からは、同年6月に、不当勧誘を行っている事実は確認できていないが、退去妨害と評価されるような不当勧誘行為を行わないよう、従業員にあらためて周知徹底するとの回答をいただいたところです。

しかしながら、今般、当機構に対し、貴社が運営する結婚式場を見学に訪れた方から、当日の申込みを強く勧められ、家族との電話相談を希望するも貴社従業員に連絡を妨げられ、数時間にわたって拘束を受けたとの情報提供がありました。

そこで、消費者契約法第40条に則り国民生活センターに対して貴社に関する相談情報を照会したところ、当機構としては2021年以降も退去妨害に類する行為を受けたとの相談が少なくとも6件寄せられていることを確認しました。

つきましては、貴社において、退去妨害と評価されるような不当勧誘が実際になされていないかどうか、改めて調査・確認のうえ、当機構にご回答ください。併せて、前述の回答書以後、貴社において従業員に対する不当勧誘禁止の周知徹底として、具体的にどのような対策を講じられたのかご回答ください。以上2点に関する貴社のご回答を2023年3月9日（木）までに書面にてご送付ください。（回答書には、本件に関する貴社の担当窓口、担当者名、住所、電話番号、E-Mail アドレスをご記載ください。）

なお、本件につきましては、一定の結論が出た段階で、本書面の内容並びに貴社のご回答の有無及び内容を当機構ホームページ等に公表いたします。

また当機構は、消費者契約法第23条第4項に基づき、本書面の内容と結果を消費者庁に報告いたします。そして消費者庁は、消費者契約法第39条に則り、その報告内容を公表する場合があります。